

「横浜市消防力の整備指針」の一部改正について

平成26年10月31日に「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号。以下「国指針」という。）が改正されたことから、東日本大震災以降に顕在化した課題や本市を取り巻く環境変化を踏まえ、本市指針を一部改正します。

なお、新たな整備指標の充足に向けて、今後の救急需要や人口推計等を踏まえながら、必要な台数の確保に努めてまいります。

1 国指針の主な見直しの視点

- (1) 東日本大震災の教訓を踏まえた見直し
- (2) 消防を取り巻く環境の変化を踏まえた見直し

2 本市指針の見直し項目

(1) 非常用消防自動車（現行指標：57台、新指標：67台）

国指針では、大規模災害発生時に非常招集した職員が使用する消防車両を整備しておく必要があることから、一定の配置基準を示したうえで地域の実情に応じて整備することとされました。

本市の整備指標は、従来から本市の地震被害想定を踏まえた必要台数としていることから、平成24年10月に公表された新たな地震被害想定において火災による被害が激増したことを受け、67台に見直します。

(2) 救急自動車（現行指標：64台、新指標：77台）

国指針では、全国的に救急出場件数が増加傾向にあることに加え、今後の人口減少局面においても高齢化の進展に伴う救急出場件数の増加が引き続き見込まれることから、人口に基づく配置基準が見直されました。

本市の整備指標は、従来から国指針の人口に基づく配置基準による必要隊数としていることから、この国指針の改正を受け、77台に見直します。

<参考> 国指針の新旧対照（本市に係る部分のみ抜粋）

	旧（改正前）	新（改正後）
基礎台数	人口 <u>15万人</u> に5台	人口 <u>10万人</u> に5台
加算台数	<u>6万人</u> ごとに1台加算	<u>5万人</u> ごとに1台加算

【国指針の告示改正を踏まえた新たな必要数の算定式】

- ・ 人口10万につき5台、
3,702,093人（平成26年4月1日現在の本市人口）－100,000人＝3,602,093人…①
- ・ ①÷50,000人＝72台、剰余：2,093人＝0台
- ∴ 必要な救急自動車数＝5台＋72台＋0台＝77台